

視覚障がいまたはその他の障がいをお持ちでATMでの振込が困難なお客さまに対する窓口受付の振込手数料引下げについて

視覚障がいまたはその他の障がいをお持ちのお客さまが、ATMでの振込が困難なため窓口で振込を行う場合の振込手数料を、ATMでの振込手数料と同額でお取扱いいたしております。
(平成22年12月1日より)

九州北部豪雨災害被災者の方に対する義援金について

九州北部豪雨により被災された皆さまを支援するため、平成24年7月25日より当行の全店舗に募金箱を設置し義援金の受付を行ってまいりましたが、平成26年4月30日をもって募金箱による受付を終了させていただきました。平成26年3月末現在で合計144,349円を中央共同募金会へ、合計428,083円を八女市・うきは市・みやま市・柳川市へ寄付いたしました。また、平成24年7月24日、当行本店に九州北部豪雨災害義援金振込受付用の普通預金を開設し義援金の受付をいたしております。平成26年3月末現在で口座に振込された義援金合計951,222円を八女市・うきは市・みやま市・柳川市へ寄付いたしました。

反社会的勢力との関係遮断に向けた取組み強化

当行は反社会的勢力との関係遮断に向けた取組み強化のため、平成22年4月1日に銀行取引約定書^(※1)、当座勘定規定、普通預金規定等の流動性預金規定および貸金庫規定に暴力団排除条項を導入し、平成22年10月1日に各種定期性預金規定についても暴力団排除条項を導入しました。

暴力団排除条項とは、借主や預金者等が暴力団等の反社会的勢力であることが判明した場合に、当行の判断で契約を解約させていただくことを定めた条項です。

改定後の新規定^(※2)は、改定前よりお取引いただいているお客さまに対しても適用されます。

この取扱は、政府が制定した「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針」(平成19年6月19日犯罪対策閣僚会議幹事会申合せ)、福岡県暴力団排除条例を踏まえたものです。

(※1) 銀行取引約定書は、平成22年4月1日以降、新規・変更契約を締結されたお客さまに対して暴力団排除条項が適用されます。

(※2) 当座勘定規定は、反社会的勢力の属性要件の明確化および免責・損害賠償規定の追加について、一部改正をいたしております。(平成24年2月13日より)

ATMでの1口座1日あたりのご利用限度額変更について

昨今振り込み詐欺や盗難・偽造キャッシュカードによる預金の不正引出し被害等が増加しております。これらの犯罪からお客さまをお守りするため、ATMでの1口座1日あたりのご利用限度額を平成23年10月17日(月)より100万円に変更いたします。

キャッシュカード・通帳等の紛失・盗難のご連絡先

	受付時間帯	連 絡 先	連絡先電話番号
平 日	8:45～17:00	お取引店またはお近くの筑邦銀行	「店舗・ATMのご案内」(P36,37)をご覧ください。
	17:00～翌日8:45	ATMサービスセンター	0942-35-0037
土・日・祝	24時間受付		

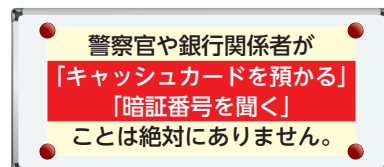


振り込み詐欺にご注意ください！

電話や文書等で相手を騙し、お金を振り込ませる「振り込み詐欺」が多発しています。

ご家族等になりすまし、事件や交通事故の示談金等の名目で現金を騙し取る「オレオレ詐欺」、税務署や社会保険事務所等を装う「還付金詐欺」、そのほか「架空請求詐欺」、「融資保証金詐欺」など手口が巧妙化していますのでご注意ください。

- お振込みをする前に、もう一度ご家族等に確認してください。
- 税務署等の公的機関が電話によりATMの操作を指示し、還付を行うことはありません。
- 身に覚えの無い請求があった場合は、安易に振込みを行わないようにしてください。
- 融資を前提に「保証金」等を要求されたらご注意ください。
- 不審に思われるような場合には最寄りの消費生活センターにご相談ください。
- 万が一被害にあわれたら、至急、警察とお取引店にお届けください。



※「振り込み詐欺被害者救済法」の施行により、詐欺等犯罪に利用された口座を凍結し、残高が1,000円以上の場合は、被害額の割合に応じて被害者に返還できることになりました。